

奈良県農林部施工体制点検特別調査班（施工体制Gメン）
立入調査実施要領

（目的）

第1条 この要領は、「建設業法」（昭和24年法律第100号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）に基づき、県が入札した建設工事の施工現場への立入調査の実施に関して必要な事項を定め、監督職員等が行っている点検を補完し、更なる工事現場の適正な施工体制の確保を図り、良質な公共事業の推進及び不良不適格業者の排除を目的とする。

（立入調査実施体制）

第2条 立入調査は、班長及び調査員から編成される調査班により行うものとする。
2 調査班の班長及び調査員は土木部技術管理課職員をもって構成するものとするが、調査員においては、必要に応じ土木部建設業指導室及び農林部事業担当課の職員を加えることができるものとする。

（立入調査の対象）

第3条 立入調査の対象は、奈良県農林部が入札したすべての工事を対象とするが、主として下記に該当する工事から抽出するものとする。
(1) 請負代金が2,500万円以上（建築一式は5,000万円以上）の工事
(2) 低入札価格調査制度による調査基準価格未満で契約した工事
(3) 建設業法違反の疑いのある工事等その他特に必要と認められる工事

（調査の方法）

第4条 立入調査は、工事の施工現場に立ち入ることにより行うものとする。
2 前項の施工現場への立入調査により、次のいずれかに該当し特に必要があると認められる場合は、当該工事の請負業者の営業所等に対しても立入調査を行うものとする。
(1) 配置技術者に疑義があると認められる場合
(2) 施工体制台帳及び施工体系図に照らして現場の実態が異なると認められる場合
(3) 一括下請けの疑いがあると認められる場合
(4) その他特に必要があると認められる場合
3 立入調査は、「立入調査点検表」（様式1及び様式2）に基づき、それぞれの項目について、行うものとする。

- 4 立入調査により不適切な事項が発見され、特に必要があると認められる場合は、書類の写しの徴取及び写真撮影を行うものとする。

(立入調査の拒否)

第5条 正当な理由が無く、立入調査を拒否した場合は、建設業法第二十八条第3項により、監督処分等の対象とするものとする。

(業者指導)

第6条 建設業法等及び設計図書に照らして不適切な事項があった場合は、「指導書」(様式3)等により指導するものとする。

- 2 前項において「指導書」を交付した場合は、当該工事の監督員に対して報告するものとし、報告を受けた監督員は、当該工事の施工者に対して文書による改善指示を行ったうえ適切な施工体制の確保を指導するものとする。
- 3 第1項において特に必要があると認められる場合は、立入調査後に「改善勧告書」(様式4)により改善を勧告するものとし、期日を定めてその改善状況または改善結果の報告を「改善状況・改善結果報告書」(様式5)により求めるものとする。
- 4 第1項において、特に悪質と認められる場合、第2項及び第3項において改善が見られない場合もしくは指定期日までに報告書の提出がない場合は、建設業法第二十八条第3項に基づく監督処分を検討するものとする。この場合において、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は土木部公共工事契約課長に報告するものとする。

(その他)

第7条 調査員は調査にあたり次の事項を遵守すること。

- (1) 常に品位を保持し、調査に対する信頼を得るように努めること。
 - (2) 調査にあたって知り得た秘密の保持に努めること。
 - (3) 土木部技術管理課、土木部建設業指導室、土木部公共工事契約課及び農林部事業担当課は、情報を速やかに共有する等密接な連携を図るものとする。
- 2 この要領の運用に関する諸規定は、別に定めるものの他は、土木部の規定を準用するものとする。

附則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。